

ニセコ町景観条例(平成16年条例第14号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(適用除外) 第４７条 本節の規定は、次の各号のいずれかに該当する看板、広告物その他これらに類するものについては、適用しない。 (１) 公職選挙法による選挙運動のために表示設置するもの (２) 道路標識など法令の規定により表示設置するもの (３) 国、地方公共団体が公共目的のために表示設置するもの (４) スポーツ大会又は文化事業のために主催者等が表示設置するもの (５) 祭典その他年中行事等のために表示設置するもの (６) 営利を目的としないで、次に掲げるもの ア 交通安全、公衆衛生、火災警報その他公益に関する宣伝周知のためにするもの イ 会合その催物に関するもの ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類 エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件	(適用除外) 第４７条 本節の規定は、次の各号のいずれかに該当する看板、広告物その他これらに類するものについては、適用しない。 (１) 公職選挙法による選挙運動のために表示設置するもの (２) 道路標識など法令の規定により表示設置するもの (３) 国、地方公共団体が公共目的のために表示設置するもの (４) スポーツ大会又は文化事業のために主催者等が表示設置するもの (５) 祭典その他年中行事等のために表示設置するもの (６) 営利を目的としないで、次に掲げるもの ア 交通安全、公衆衛生、火災警報その他公益に関する宣伝周知のためにするもの イ 会合その催物に関するもの ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類 エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件 (7) 営利を目的とした場合において、専ら特定の施設利用者を対象とし、景観に著しく害を及ぼさないもの